食費・部屋代の負担軽減について

毎年、申請が
必要です！

介護保険３施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）や短期入所（ショートステイ）を利用する方の食費・居住費（部屋代）については、本人による負担が原則ですが、低所得の方は、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
令和６年８月から介護保険施設の居住費（部屋代）を１日あたり６０円引き上げ。

段階別負担限度額（令和６年８月から）

	対　象　者		負担限度額（日額）			
			居住費（部屋代）			食費
第１段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等が 単身で１，０００万円 夫婦で２，０００万円以下	多床室		０円	３００円
			従来型個室	（特養等）	３８０円	
				（老健・療養等）	５５０円	
			ユニット型個室的多床室		５５０円	
			ユニット型個室		８８０円	
第２段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市町村民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間８０万円以下の方	かつ、預貯金等が 単身で６５０万円 夫婦で１，６５０万円以下	多床室		４３０円	３９０円 （短期入所の場合６００円）
			従来型個室	（特養等）	４８０円	
				（老健・療養等）	５５０円	
			ユニット型個室的多床室		５５０円	
			ユニット型個室		８８０円	
第３段階①	・世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市町村民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間８０万円超１２０万円以下の方	かつ、預貯金等が 単身で５５０万円 夫婦で１，５５０万円以下	多床室		４３０円	６５０円 （短期入所の場合１，０００円）
			従来型個室	（特養等）	８８０円	
				（老健・療養等）	１，３７０円	
			ユニット型個室的多床室		１，３７０円	
			ユニット型個室		１，３７０円	
第３段階②	・世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市町村民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間１２０万円超の方	かつ、預貯金等が 単身で５００万円 夫婦で１，５００万円以下	多床室		４３０円	１，３６０円 （短期入所の場合１，３００円）
			従来型個室	（特養等）	８８０円	
				（老健・療養等）	１，３７０円	
			ユニット型個室的多床室		１，３７０円	
			ユニット型個室		１，３７０円	

※　市町村民税課税世帯の方でも、一定の要件すべてを満たす方は申請することで、特例減額措置の対象として第３段階②の負担軽減を受けることができる場合がありますので、保健福祉課にご相談ください。

問合せ：保健福祉課　☎４７－８００９